

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	母子保健事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新見市は、母子保健事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

岡山県新見市長

公表日

令和8年7月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健事務
②事務の概要	母子保健法及び市要綱等の規定により、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導又は費用の徴収に関する事務を行う。また、母子保健法に基づく事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報連携に必要な情報を副本として中間サーバーへ登録する 特定個人情報は、次の事務に使用する。 ①妊産婦等の情報管理 ②新生児の情報管理 ③幼児等の情報管理 ④養育医療に関する事務(システム使用せず) ⑤現行の窓口や郵送での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能、申請管理システムでの受領
③システムの名称	・健康管理システム、・団体内統合宛名システム、・中間サーバー、・サービス検索・電子申請機能、・申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
・母子保健ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(番号法) ・番号法第9条第1項 別表70の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康医療課 健康福祉部子育て支援課
②所属長の役職名	健康医療課長 子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒718-8501 岡山県新見市新見310-3 新見市役所総務部総務課総務係 電話:0867-72-6204

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒718-8501 岡山県新見市新見310-3 新見市役所健康福祉部健康医療課親子保健係 電話:0867-72-6129 〒718-8501 岡山県新見市新見310-3 新見市役所健康福祉部子育て支援課こども福祉係 電話:0867-72-6115
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供を受けることを基本としており、申請者からマイナンバーを得られない場合のみ住基による確認を行っている。その際に4情報または3情報による照会を原則としており、複数人での確認を実施している。
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	健康管理システムへのアクセスが可能な職員は、IDとパスワードによって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適正な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に確認・分析している。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月2日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康づくり課長 牧 佳苗 こども課長 高橋 満子	健康づくり課長 船越 智江子 こども課長 田中 隆博	事後	人事異動
平成28年5月2日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月16日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	時点修正
平成28年5月2日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月25日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	時点修正
平成29年5月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	内容追加	⑤現行の窓口や郵送での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を追記すること。	事後	時点修正
平成29年5月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・健康管理システム、・団体内統合宛名システム、・中間サーバー	・健康管理システム、・団体内統合宛名システム、・中間サーバー、・サービス検索・電子申請機能	事後	時点修正
平成29年5月15日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	時点修正
平成29年5月15日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	時点修正
平成29年5月15日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒718-0016 岡山県新見市金谷640-1	〒718-8501 岡山県新見市新見310-3	事後	5月1日住所移転
平成30年5月15日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	時点修正
平成30年5月15日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	時点修正
平成30年5月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	こども課長 田中 隆博	こども課長 大田 好江	事後	人事異動
令和1年5月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康づくり課長 船越 智江子	健康づくり課長 長谷川 美幸	事後	人事異動
令和1年5月15日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
令和1年5月15日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
令和2年9月11日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	時点修正
令和2年9月11日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	時点修正
令和2年9月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」又は「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法」が含まれる項(26、87の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」又は「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(70の項)	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」又は「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法」、「健康診査に関する情報」が含まれる項(26、56の2、69の2の項、87の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」又は「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」、「健康診査に関する情報」が含まれる項(69の2の項、70の項)	事後	時点修正
令和3年7月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」又は「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法」、「健康診査に関する情報」が含まれる項(26、56の2、69の2の項、87の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」又は「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」、「健康診査に関する情報」が含まれる項(69の2の項、70の項)	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」又は「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法」、「健康診査に関する情報」が含まれる項(26、56の2、69の2の項、87の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」又は「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」、「健康診査に関する情報」が含まれる項(69の2の項、70の項)	事前	令和3年9月1日番号法の改正に伴う修正
令和3年7月9日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年7月9日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正
令和4年7月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部健康づくり課 福祉部こども課	福祉部健康医療課 福祉部子育て支援課	事後	機構改革
令和4年7月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉部健康づくり課 福祉部こども課	福祉部健康医療課 福祉部子育て支援課	事後	機構改革
令和4年7月8日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康づくり課親子保健係 こども課こども福祉係	健康医療課親子保健係 子育て支援課こども福祉係	事後	機構改革
令和4年7月8日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	時点修正
令和4年7月8日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月7日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	①妊産婦等の情報管理 ②新生児の情報管理 ③幼児等の情報管理 ④養育医療に関する事務(システム使用せず) ⑤現行の窓口や郵送での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を追記すること。	①妊産婦等の情報管理 ②新生児の情報管理 ③幼児等の情報管理 ④養育医療に関する事務(システム使用せず) ⑤現行の窓口や郵送での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能、申請管理システムでの受領を追記すること。	事後	申請管理システムの導入に伴うもの
令和5年7月7日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	・健康管理システム、・団体内統合宛名システム、・中間サーバー、・サービス検索・電子申請機能	・健康管理システム、・団体内統合宛名システム、・中間サーバー、・サービス検索・電子申請機能、・申請管理システム	事後	申請管理システムの導入に伴うもの
令和5年7月7日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いくつかの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	時点修正
令和5年7月7日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	時点修正
令和6年7月11日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。) ・番号法第9条第1項 別表第一の49の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(番号法) ・番号法第9条第1項 別表70の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年7月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」又は「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法」、「健康診査に関する情報」が含まれる項(26、56の2、69の2の項、87の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」又は「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」、「健康診査に関する情報」が含まれる項(69の2の項、70の項) 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二における情報提供の根拠) :第19条、第30条、第38条、第44条 (別表第二における情報照会の根拠) :第39条	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年7月11日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いくつかの時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	時点修正
令和6年7月11日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	時点修正
令和7年7月11日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部健康医療課 福祉部子育て支援課	健康福祉部健康医療課 健康福祉部子育て支援課	事後	機構改革
令和7年7月11日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福祉部健康医療課親子保健係 福祉部子育て支援課こども福祉係	健康福祉部健康医療課親子保健係 健康福祉部子育て支援課こども福祉係	事後	機構改革
令和7年7月11日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いくつかの時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	時点修正
令和7年7月11日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	時点修正
令和7年7月11日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		項目の追加	事後	様式変更による
令和7年7月11日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		項目の追加	事後	様式変更による
令和8年7月10日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いくつかの時点の計数か	令和7年4月1日 時点	令和8年4月1日 時点	事後	時点修正
令和8年7月10日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	令和7年4月1日 時点	令和8年4月1日 時点	事後	時点修正
令和8年7月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	母子保健法及び市要綱等の規定により、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導又は費用の徴収に関する事務を行う。 特定個人情報は、次の事務に使用する。 ①妊産婦等の情報管理 ②新生児の情報管理 ③幼児等の情報管理 ④養育医療に関する事務(システム使用せず) ⑤現行の窓口や郵送での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能、申請管理システムでの受領を追記すること。	母子保健法及び市要綱等の規定により、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導又は費用の徴収に関する事務を行う。また、母子保健法に基づく事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報連携に必要な情報を副本として中間サーバーへ登録する 特定個人情報は、次の事務に使用する。 ①妊産婦等の情報管理 ②新生児の情報管理 ③幼児等の情報管理 ④養育医療に関する事務(システム使用せず) ⑤現行の窓口や郵送での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能、申請管理システムでの受領	事後	時点修正